

# 看護師をふやして、安全でゆきとどいた医療を 直ちに、看護職員確保法を 改正して下さい

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣 殿  
総務大臣 殿  
文部科学大臣 殿

## 要 請 趣 旨

医師・看護師不足によって、診療科の縮小、病棟閉鎖、閉院などが起こり、地域医療は崩壊の危機にあります。とりわけ、看護職員は少ない人員と長時間夜勤などの過酷な労働実態におかれ、職場を離れるひとが後をたちません。

1992年に「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（看護職員確保法）が制定され、診療報酬の改善や看護職員配置基準の引き上げなど、一定の改善がはかられてきました。しかし、看護職員確保法とその基本指針では、月8日以内の夜勤規制などが努力義務に留められており、

勤務の改善はみられません。

こうしたことから、2007年の第166国会では、「夜勤日数を月8日以内に規制するなど、看護職員確保法等を改正すること」を求める決議を全会一致で採択し、政府にその実行を求めました。しかし、この国会決議から1年以上経っても、政府は、看護職員確保法・基本指針の改正作業に着手していません。

看護職員の処遇を改善し、安全・安心の医療を実現するために、直ちに、看護職員確保法の改正を要請します。

## 要 請 事 項

**看護職員を大幅にふやし、夜勤を規制するなど看護職員が安心して働き続けられるために、直ちに、看護職員確保法を改正してください。**

氏  
名

住  
所

この署名は大臣要請以外には使用しません。

私の一言



Large dotted-line area for writing a personal message or comment.